

第4章

景観計画の推進に向けて

- 1 関連施策・制度との連携
- 2 東京都・隣接区との連携
- 3 計画の見直し



景観ワークショップの様子

第4章 景観計画の推進に向けて

1 関連施策・制度との連携

1.1 まちづくり事業との連携

公共施設管理者や事業者等との連携を強化し、「再開発事業に合わせた良好な市街地景観の形成」、「都市計画道路の整備に合わせた良好な街路景観の形成」、「スーパー堤防の整備に合わせた良好な水辺景観の形成」など公共事業等の推進により、地域の良好な景観の形成はもとより民有地を含めた都市空間の質の向上を先導します。

1.2 都市計画等諸制度との連携

高度地区、地区計画、景観地区等の都市計画制度は、建築確認申請や開発許可申請に当たって具体的、個別的に一定の規制をかけるものであり、景観法や景観条例と一緒にとなって実効性のある規制が期待できます。

特に、建築物の高さについては、景観計画と互いに補完・役割分担して相乗的な効果が発揮できるよう、都市計画との連携を図ります。

1.3 電線類の地中化事業との連携

電線類の地中化は、良好な景観形成のみならず、安全で快適な歩行空間の確保、防災機能の強化などを図るために重要です。今後は、国や都、区の各道路管理者や東京電力等の公益事業者と連携を図り、電線類の地中化等による街並み景観の向上を推進します。

1.4 みどりの施策との連携

荒川区における緑の量は、23区の中でも少ない状況にあるため、あらゆる機会をとらえて少しづつでも増やしていく必要があります。このため、「荒川区花と緑の基本計画」と連携し、寺社林などのシンボルとなる樹木・街路樹や、街なか花壇・生垣・地先園芸等の身近な緑、公園のまとまった緑などを保全・創出・育成し、うるおいのある景観形成を推進します。

1.5 商業・観光振興との連携

良好な景観は、商業や観光等の促進に大きな役割を果たすことから、地域の活性化に資するよう、行政、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組が必要となります。そのため、都電荒川線や商店街、区の歴史や文化等を有効活用するとともに、地域独自の活動や取組みを尊重しながら、商業・観光振興施策と連携した景観まちづくりを推進します。

2 東京都・隣接区との連携

荒川区では、住民に身近な地方公共団体として、区民の暮らしや文化を大切にし、豊かで潤いのある都市景観の形成に取り組んでいきます。

一方、実際の街並みは、区域を越え、隣接区も含む連続したものとして展開し、形成されています。

そのため、荒川区では、東京都の景観基本軸（隅田川景観軸）の継承や、日暮里台地の眺望や緑地の保全などについて、景観協議会※の新設等を検討しながら、隣接区における景観施策との連続性なども考慮して、隣接区や東京都と連携をとりながら景観形成を図る施策を実施します。

※景観協議会

景観協議会は、住民・事業者と関係行政機関等とが協力して取り組む場を提供することを目的とした景観法に基づく制度であり、景観行政団体、景観重要公共施設管理者、景観整備機構を組織することができます。必要に応じ、関係行政機関、公益事業者、住民などを加えることが可能です。

協議会で決めた事柄には尊重義務が発生します。

景観協議会を設置する場合としては、例えば以下のようなものが考えられます。

例：景観重要公共施設又は将来景観重要公共施設になることが見込まれる施設及びその周辺のまちが一体となった景観形成を推進するため、景観行政団体、当該公共施設の管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、商工会、地区住民等が参加し、景観重要な公共施設としての整備方針及び占用の許可の方針の検討、オープンカフェの設置・運営方法等、周辺地域を含めた景観形成の在り方の検討を行う場合

3 計画の見直し

地域の景観に関する意識の醸成や、土地利用状況の推移、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。

特に、景観基本軸の見直しや、景観推進地区の指定、これらに伴う景観形成基準の改訂等については、区民や事業者等の景観形成に関わる取組や地域の合意形成を効果的に実現していくため、景観審議会の意見を聞きながら適切な見直し(おおむね3年から5年ごと)を行い、良好な景観形成を推進します。

なお、見直しの必要性が確認できた場合は、区民の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、荒川区景観審議会等の機関に諮り、改訂を行うものとします。